

# 6月は環境月間です 私たちが環境のためにできることは？

環境月間とは、環境保全について理解を深め、保全活動への意欲を高めることを目的とした期間です。なぜ環境保全が必要なのか、自分に何ができるかを考えてみましょう。

問い合わせ

環境課 ☎0537<sup>85</sup>1162

環境保全センター ☎0548<sup>58</sup>0044

近年、世界全体で地球温暖化が問題視されています。温暖化が進むと地球全体の気候も大きく変化します。すでに世界各地ではさまざまな影響が表れ始めており、人の暮らしにも重大な問題を引き起こしています。

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は、普段の生活で発生するごみの処理や生活に欠かせない電気の発電でも排出されます。ごみの量や必要な電力量が減れば、二酸化炭素の排出を抑えられます。一人一人ができることは小さくても、それを積み重ねることで大きな成果につながります。

## 正しい出し方でごみを減らしましょう

### ごみを分別するときの注意点

- ①金物類のスプレー缶やカセットボンベ、ライターは必ず使い切ってから出しましょう。
- ②金属がついているプラスチック類は「プラマークなし」ではなく「金物類」として出しましょう。
- ③「ライター」・「プラスチック製のカミソリ」は分別作業で危険です。プラスチック類の袋には入れないようしましょう。
- ④ビニール・プラスチック類は汚れが付着しているとリサイクルできないため、洗ってから出しましょう。なお、汚れがとれないものは可燃物として出しましょう。
- ⑤例示のものはリサイクルできる資源です。可燃物ではなく雑紙として資源回収に出しましょう。

例) 紙袋、食品の紙箱、カレンダー、パンフレット、メモ用紙、トイレットペーパーの芯、封筒など  
※詳しくはごみの分別表を見てください。分別表は市役所や支所に置いてあります。

市ホームページやアプリ (<http://omaezakishi.5374.jp/>) でも確認できます。



▶ごみ出しアプリ二次元コード

### 環境保全センターで引き取れないもの

- ①テレビ②エアコン③洗濯機(乾燥機)④冷蔵庫(冷凍庫)⑤パソコン
- これらの処分については、最寄りの電気店などへご相談ください。  
(分解して指定袋に入れても引き取りできません)

### 不法投棄は厳禁です

不法投棄は環境に悪影響を及ぼすことはもちろん、近隣の迷惑にもなります。不法投棄をした人には、法律により罰則が科せられます。

▶市内の不法投棄の現場



### ●環境保全センターで火災が発生

平成29年5月8日、環境保全センターの金物類破砕機施設で火災が発生しました。火は建物の3階の高さになるほど大きく燃え上がり、消防車が出動する事態となりました。スプレー缶などに残っていた可燃性ガスへの引火が原因とされています。こうした事故は、正しいごみの出し方を守ることで防ぐことができます。